

平成13年5月25日

各位

会社名 ネクストウェア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 豊田 崇克  
(コード番号: 4814)  
問合せ先 経営企画室 室長補佐 内田 好治  
(TEL (03)3403-9442)

## ストックオプション導入のための自己株式の取得に関するお知らせ (商法第210条の2に基づく取締役又は従業員に譲渡するための自己株式の取得)

当社は、平成13年5月25日開催の取締役会において、自己株式取得方式によるストックオプション制度を導入し、商法第210条の2の規定に基づいて取締役又は従業員に譲渡するために自己株式を取得することを決議いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. スtockオプション制度を導入する理由

当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とする。

#### 2. スtockオプション制度の概要

##### (1) 自己株式の譲渡(ストックオプションの付与)対象者

平成13年6月27日開催予定の当社第11期定時株主総会終結の時ににおいて在任する取締役7名(但し、同株主総会において、「取締役7名選任の件」が承認可決されることを条件する。)及び在籍する従業員のうち34名。

##### (2) 譲渡すべき株式の種類

当社額面普通株式

##### (3) 譲渡すべき株式の数

対象取締役7名に対し、計96株(上限は19株、下限は5株)、対象従業員34名に対し、計67株(上限は8株、下限は1株)、合計163株を上限とする。なお、各人への配分は取締役会に一任する。

当社が正当な理由に基づき、権利付与の前日までに譲渡すべき株式を取得できない場合、当社は必要と認める譲渡株式数の調整を行うものとする。

また、権利付与日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または株式交換もしくは株式移転を行う場合、譲渡すべき株式の数について当社は必要と認める調整を行う。

なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、譲渡すべき株式の数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整を行う。但し、かかる調整は、当該時点で対象者が付与された権利を行使していない株式についてのみ行なわれ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

(4) 株式の譲渡価額

権利付与日の属する月の前月の各日(取引のない日を除く)の大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じ、その結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額。ただし、当社が取得した自己株式の平均取得価額(1円未満の端数は切り上げる)を下回る場合には当該平均取得価額とする。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により譲渡価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5) 権利行使期間

平成14年7月1日から平成18年6月30日までとする。

(6) 権利行使の条件

- ① 対象者は、取締役を解任され、又は就業規則により解雇、若しくは自己都合により退職したときは権利を喪失する。
- ② 対象者が死亡した場合には、相続人は死亡の日から1年間に限り付与契約に定めるところにより権利を行使することができるものとする。
- ③ 対象者は、付与された権利につき、その譲渡、贈与、質入その他一切の処分をすることができない。
- ④ その他、権利行使の条件は、付与契約に定めるところによる。

3. 自己株式の取得の内容

- |                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類  | 当社額面普通株式                        |
| (2) 取得する株式の総数  | 163株(発行済株式総数に対する割合3.78%)を上限とする。 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 2億円を上限とする。                      |

(注) 上記の内容については、平成13年6月27日開催予定の当社第11期定時株主総会において、「当社取締役及び従業員に譲渡するための自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上